

2025年6月4日

控訴人準備書面(2)

控訴人



被控訴人

国

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳



弁 護 士 椎 名 基 晴



弁 護 士 仲 晃 生



弁 護 士 仲 尾 育 哉



東京高等裁判所民事第17部係 御中

目 次

第1	国籍の重要性	4
1	国籍の重要性を論じる前提としての、国籍に対する国民の権利利益の位置付けについて	4
2	原判決や被控訴人の考え方が誤りであること	5
3	結論	7
第2	憲法14条1項違反について	8
1	差別的取扱いの存在	8
2	過去の平等原則違反の裁判例の事案の検討	9
3	法11条1項による異なる取扱いには「合理的な根拠」が存在しないこと	10
4	法11条1項が憲法14条1項に適合する余地はあるか	12
5	小結	13
6	原判決の判示に対する反論	13
7	被控訴人準備書面(4)第3、1、(2)イ(29頁以下)に対する反論	15
第3	憲法22条2項違反について	16
1	原判決の判示について	16
2	「控訴人の主張には理由がない」とする被控訴人の反論(17頁以下)について	17
第4	憲法10条違反について	18
1	1984年法改正時の国籍法11条1項の立法目的について	18
2	現在の国籍法11条1項の解釈は同規定の立法者意思に適合しないこと	19
3	現在の解釈の憲法適合性	20
4	被控訴人の主張に対する反論	21
第5	法11条1項の立法目的は合理的である、との被控訴人の主張について	22
1	2つの立法目的の関連性について	22

2	立法目的の合理性について	22
3	原判決の判示に対する反論	24
4	被控訴人の主張に対する反論	25
第6	立法目的の達成手段として合理的である、との被控訴人の主張について	26
1	被控訴人の主張に対する反論	26
2	立法目的達成手段の変容について	26
第7	法定代理人による外国国籍の志望取得への法11条1項の適用の有無	27
1	外国法上有効な法定代理行為と日本法上有効な法定代理行為の齟齬について	27
2	法定代理人の行為に法11条1項を適用することの合理性について	27
3	憲法14条1項違反について	28
第8	控訴人の両親は控訴人の英国市民登録が英国国籍の志望取得にあたることとの認識がなかったこと、及びそれによって日本国籍を喪失することを認識していなかったこと	29
1	はじめに	29
2	被控訴人準備書面(4)第1、2、(2)イ(ア)(8頁以下)について	29
3	同(2)イ(イ)第2段落以下(9頁以下)について	30
4	同(2)イ(ウ)(11頁以下)について	33
5	同(2)ウ(イ)(12頁以下)について	34
6	同(2)エ(イ)(14頁以下)について	36
7	結論	37

言記

第1 国籍の重要性

1 国籍の重要性を論じる前提としての、国籍に対する国民の権利利益の位置付けについて

(1) 本件は、外国国籍を志望取得したことによって自動的に日本国籍を喪失させる国籍法11条1項の規定が、本人の意思によらずに日本国籍をはく奪するものとして憲法に違反するか否かが問題となっている事案である。

控訴人の主張は、日本国籍がその本人にとって重要な法的地位であり、これを本人の意に反して奪われないことは憲法上の権利若しくは重要な法的利益である、ということとその大前提としており、その内容については控訴理由書9頁以下で主張したとおりである。

(2) これに対して、原判決は、憲法10条が「国籍の得喪に関する要件の定めを立法府の裁量判断に委ねており、その文言上、日本国民たる要件についての法律の委任の範囲に限定がないことからすれば、国籍の喪失を定める立法については、当該立法に係る立法目的及びその目的を達成する手段が合理的である場合には、立法府の裁量の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということはできないと解するのが相当である。」と判示する（原判決23頁）。

原判決が、上記判示の直前の部分で日本国籍が国民にとって重要な法的地位であることを認めながら、そのことが国籍法の憲法10条適合性の判断基準に何らの影響も与えない（判断基準を厳格化しない）としているのは、そもそも国籍が国家によって付与されるものであり、国家の主権が及ぶ人的範囲の決定は国家が自由に決めることができるのであるから、国民にとって国籍の取得又は保持の可否はいわば反射的利益であって法的保護の対象ではない、という考え方に立つものとも解される。

(3) また、被控訴人が、「国会には、国籍の得喪の要件を定める広範な立法裁量が存在する。」とし、「国籍の得喪に起因する利益は、表現の自由などのような前国家的な権利利益ではなく、上記の広範な立法裁量をもとに定められた国籍制度を前提とする利益にとどまるものであるから、その性質上、かかる利益に何らかの制約が課されるとしても、それによる個人の不利益の程度は前国家的な権利の制約による不利益と比較すると限定的というほかない。」と主張する（被控訴人

準備書面(4)21頁)のも、上述の原判決の考え方と同様の立場に立つものと考えられる。

- (4) このような原判決や被控訴人の考え方に立つならば、生来的複数国籍、日本国籍の志望取得による複数国籍、外国国籍の当然取得による複数国籍の発生を容認し、事後的な国籍選択の機会も認める一方で、外国国籍の志望取得者に対しては現実的・具体的な国籍選択の機会を与えずに日本国籍を喪失させてもよいとするこも、「日本国籍の保持をどのような場面でどの程度保障するかは立法府の裁量的判断に委ねられるものであって、国民自身にはその保持を求める法的利益はない」として容認されうるものと解される。

2 原判決や被控訴人の考え方が誤りであること

- (1) しかしながら日本国籍は、その元々の成り立ちが国家の対人主権の範囲を画するための道具概念であったとしても、現在の日本においては、国家の主権者たる地位そのものであり、また日本国憲法による基本的人権の十全な保障を受けるための資格でもあるのであって、これらの地位ないし資格は、法による保護の対象とならない反射的利益では到底あり得ない。

- (2) また、日本国籍は、個人にとって自分が帰属する日本国という社会集団を明らかにするものであり、自身のアイデンティティを構成する重要な一要素である。

例えば、夫婦別姓制度の創設に関する立法不作為の違憲性を理由に国家賠償を請求した事件に関する平成27年12月16日最高裁大法廷判決(最高裁判所民事判例集69巻8号2586頁)では、立法不作為の違憲性を肯定した岡部喜代子裁判官の意見はもとより、立法不作為の違憲性を否定した多数意見においても、婚姻に伴う氏の変更がアイデンティティの喪失感を招くことが認められ、氏名が「その個人から見れば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきである」と判示している。このように氏が個人の人格権の一内容を構成するものでありアイデンティティの重要な構成要素であると判例上認められているのに、現代社会に生存するに当たりより重要な法的地位である日本国籍が、国家が設営する国籍制度によって個人に生じた反射的利益であって法的保護の対象にあたらぬ、とすることは、上記の平成27年最大判と明らかに均衡を失し、不合理である。

(3) 憲法 22 条 2 項は、国家が本人の意思にかかわらず強制的に付与した生来的な日本国籍であっても本人の自由な意思によってこれを放棄する権利を保障しており、日本国籍に関する本人の利益が保護に値する重要な利益であることを示している。

また、平成 20 年最大判は、生来的に日本国籍を有せず、また立法者意思によって国籍取得が否定されていた、日本国籍の父から認知された子について、平等原則違反を理由に国籍取得を認めた。同最大判が憲法 14 条 1 項適合性の判断における立法裁量の存在を前提としつつ、なお当該事案における国籍取得の機会の不平等は憲法 14 条 1 項が許容しないものであると判断したのは、当該事案の上告人を含む、日本国籍の父から認知された子に日本国籍の取得を認めるべき法的利益があるとの判断があったからに他ならない。

この点に関し、国籍法 3 条 1 項が憲法 14 条 1 項に違反する疑いがあることに言及した、平成 14 年 11 月 22 日最高裁判所第二小法廷判決（訟務月報 50 巻 4 号 1325 頁）における梶谷玄、滝井繁男両裁判官の補足意見は、「国籍の取得は、基本的人権の保障を受ける上で重大な意味を持つものであって、本来、日本人を親として生まれてきた子供は、等しく日本国籍を持つことを期待しているものというべきであり、その期待はできる限り満たされるべきである。」（5 頁）、「国籍は国家の構成員の資格を定めるものであり、国籍を取得させるかどうかについての要件を定めることは国家の固有の権限に属し、立法の広い裁量があることを肯定しても、法 3 条が準正を非嫡出子の国籍取得の要件とした部分は、日本人を父とする非嫡出子に限って、その両親が出生後婚姻をしない限り、帰化手続によらなければ日本国籍を取得することができないという非嫡出子の一部に対する差別をもたらすこととなるが、このような差別はその立法目的に照らし、十分な合理性を持つものというのは困難であり、憲法 14 条 1 項に反する疑いが極めて濃いと考える。」（6 頁）と述べている。

(4) 平成 20 年最大判の事案及び判示と本件事案を比較するならば、既に日本国籍を有し、日本国民として我が国と密接な関係を有する控訴人が、その我が国との密接な関係に何らの変化がないにもかかわらず、本人の意思に反して日本国籍を喪失させられ、我が国との関係を強制的に切断されることが、平成 20 年最大判の事案と比較してもより重大な不利益であることは明らかであり、より保護の必

要性が高いものであることも明らかである。

(5) 1984年の国籍法改正によって、広範な複数国籍の発生が認められるとともに、複数国籍の解消は本人の自由な意思に基づく国籍の選択によることとなり、かつ本人が国籍選択の必要性を認識しない場合はその認識の機会を与えた上で選択を促す仕組みも採用され、国籍の喪失については本人の意思を尊重することが改正法の大きな方針となっている。同改正法審議の際に、法務省の担当者が「我が国の国籍法におきましては、日本の国籍を保持している者について、本人の意思なしに日本の国籍を失わせるという規定は設けておりません。」（甲9・4頁第2段）と答弁し、さらに「国籍を持つ権利といえますのは、現にその国の国民であるという者、すなわち先ほどの概念で申し上げますと、国家の構成員であるという地位に既に立っている者を、その構成員でなくなすということにつきましては、ほしいままに自分の持っている国籍を奪われないという意味では一つのはっきりした権利といえようかと思えます。」（甲9・3頁第4段）、「国籍が権利であるかという点につきましては、一たん与えられました国籍がその国の主権によって恣意的に奪われることがあってはならないという意味では権利だろうと思えます。」（甲32・4頁第3段）と答弁したのも、かかる改正法の姿勢を示したものである。そして後に詳述する（第2、3、(2)以下）通り、同改正法審議の当時は、改正前法8条（現行法11条1項）は本人の意思による日本国籍の離脱と見なされていたのであり、だからこそ国籍選択制度との整合性が問題視されなかったのである。

(6) なお念のために述べておくと、国籍立法に関する国内管轄の原則は、国家の構成員たる資格である国籍の得喪の要件について他国から干渉を受けない、という国際法上のルールであり、国内的に国家が国民に対してどのような義務を負うかを一義的に決めるものではない。そして日本国内においては、憲法が国籍離脱に関する選択の自由を保障していることや、国籍法が定める国籍制度及び立法時に示されたその立法者意思、最高裁判所の裁判例などによって、日本国籍に対する個人の利益は憲法及び法律上保護に値する重要な法的利益であることが明らかである。

3 結論

以上の通りであるから、日本国籍の保持の可否は国家が自由に決めることができ、国民の側にはこれを求める法的利益は存在しない、とする原判決や被控訴人の考え方は、1984年国籍法改正の際の立法者意思にも、また最高裁判所の判例の考え方にも反するものであり、誤りである。

第2 憲法14条1項違反について

1 差別的取扱いの存在

(1) 生来的複数国籍者（法2条1号）、外国国籍の当然取得による複数国籍者（法11条1項「自己の志望によって外国の国籍を取得した」の反対解釈）、及び日本国籍の志望取得による複数国籍者（法3条1項、法17条1項、及び法5条2項・4条）は、いったん複数国籍となった後に国籍選択の機会を与えられる（法14条）のに対し、外国国籍を志望取得した日本国民は、本人の国籍離脱の意思の有無にかかわらず、外国国籍取得と同時に、自動的に日本国籍を喪失し（法11条1項）、上記の国籍選択の機会を与えられない。このように、生来的複数国籍者等と法11条1項の対象者との間には、国籍選択の機会の保障の有無について、取扱いの差異がある。

(2) この点について原判決は、生来的複数国籍者等は事前に国籍選択の機会がないから事後に選択の機会を保障する必要があるのに対し、法11条1項の対象者は事前に「外国国籍を取得するか否かを選択する機会を与えられている」から、さらに事後に国籍選択の機会を与えなくても不合理な差別とはならない、と判示し、さらに法11条1項は「その効果を明示的に規定することによって、日本国籍を喪失することになっても自己の志望により外国国籍を取得するか否かを自身で選択する機会を与えているともいえる。」とも判示した。

しかしながら、原判決のいう「外国国籍を取得するか否かを選択する機会」とは、外国国籍を取得するか取得しないか、の選択の機会であり、日本国籍を離脱するか離脱しないか、の選択に関する機会ではない。法11条1項によって外国国籍の志望取得とそれによる日本国籍の喪失とは客観的には表裏一体のものになっているが、法11条1項の効果を知らなければ、外国国籍を取得するか否かの選択と日本国籍を喪失するか否かの選択が表裏一体の関係にあることを認識しな

いまま、外国国籍の取得という選択をしたことになるのであり、このような選択をもって「日本国籍を喪失することを選択した」と評し得ないことは明らかである。

(3) また、「法11条1項がその効果を明示することによって、日本国籍を喪失することになっても自己の志望により外国籍を取得するか否かを自身で選択する機会を与えている。」との判示は、法の規定を知らず、外国国籍を志望取得することによって日本国籍を喪失することを現実に認識していない者についても、いわば抽象的・観念的には日本国籍か外国国籍かの選択の機会があった、とするものと解される。

(4) このように、原判決は、生来的複数国籍者等には事後的に具体的・現実的な国籍選択の機会が与えられるのに対し、法11条1項の対象者には事前に抽象的・観念的な国籍選択の機会がある（から事後的な国籍選択の機会を与える必要はない）とするものであり、事後的な具体的・現実的な国籍選択の機会の保障に関して異なる取扱いが存することを前提としている。

2 過去の平等原則違反の裁判例の事案の検討

(1) 前述したとおり、本件は、国籍選択について規定した法14条が法11条1項の対象者には適用されず、事後的な国籍選択の機会が保障されていないことが、憲法14条1項が保障する法の下での平等に反するのではないか、が問題となっている。

(2) そこで、平等原則違反を生じさせる法律の規定を過去の裁判例の事案から類型的に検討すると、

① 一つは、いわゆる尊属殺重罰規定のように、ある要件や効果を定めた法の規定（普通殺の規定）に対して、要件あるいは効果の点で異なる取扱いをする別の規定（尊属殺の規定）を設ける、という類型がある。これは、一定の立法目的のもとで、一般規定に対して要件や効果を加重する特別規定を設けることによって、異なる取扱いをすることを意図するものである。

② もう一つは、平成20年最大判が違憲とした改正前国籍法3条1項や、非嫡出子相続分差別規定のように、一つの規定の中に、異なる取扱いをすることを目的とした要件あるいは効果の定めを設けている類型である（国籍法3条1項

では「父母の婚姻」要件、非嫡出子相続分差別規定では民法900条4号ただし書)。

- (3) このように、平等原則違反を生じさせる法の規定の在り方には、別個の規定を設けることによって差別的取扱いを生じさせている場合と、一つの規定の中のある要件若しくは効果の定めによって差別的取扱いを生じさせている場合があるが、いずれの場合も、ある立法目的を達成するために、意図的に（特別規定を設けることによって、あるいは異なる取扱いをする要件を設けることによって）差別的な取扱いをしているものである。

3 法11条1項による異なる取扱いには「合理的な根拠」が存在しないこと

- (1) これを踏まえて本件の事案を見ると、法14条が複数国籍者の発生を前提として国籍選択の機会を保障しているのに対し、法11条1項は外国国籍を志望取得した者について即時かつ自動的に日本国籍を喪失するとしており、国籍選択の機会の保障について異なる取扱いを生じさせている。この異なる取扱いは、上記①に類するものであり、国籍選択の機会の保障について、法14条が一般規定、法11条1項が特別規定という関係にあるといえる。そして国籍選択の機会の保障の有無という取扱いの差異は法11条1項によって生じたものであるから、「事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する」憲法14条1項適合性の検討対象となることは明らかである。

そこで、法11条1項は法14条が規定する国籍選択制度に対して、どのような立法目的のもとで、その達成手段として国籍選択の機会に関して異なる取扱いを設けたのか、を検討する必要がある。

なお、国籍法11条1項は複数国籍の発生防止を目的とするものであるが、それは法11条1項の立法目的であり、生来的複数国籍者等との間の国籍選択に関する差別的取扱いの立法目的ではない。

- (2) 現行国籍法における複数国籍解消の中核的制度である国籍選択制度は、1984年の国籍法改正によって新設されたものである。他方、法11条1項の制度は旧国籍法の時代からほぼ同じ内容で存在する（旧法20条、改正前法8条）が、旧国籍法及び改正前国籍法には国籍選択の制度は存在しなかったから、旧法20条及び改正前法8条当時、「外国国籍を志望取得した者に国籍選択の機会がある

か否か」という検討はなされなかったことが明らかである。

そして、1984年改正によって国籍選択制度が新設された際に、複数国籍者の発生を認めた上で国籍選択の機会を保障する新しい仕組みと、従来からの法11条1項の制度の整合性について検討された形跡は、国会の審議録や法制審議会の議事録を見ても皆無である。

- (3) そもそも、1984年当時には、国籍法11条1項の立法趣旨について、講学上「新たに取得した外国の国籍を優先させて、従来もっていた日本の国籍を喪失させることが、国籍非強制の理想からも当然と考えられるからである。けだし、自己の志望によって外国の国籍を取得するということは、その反面、当然に従来の国籍を放棄する暗黙の意思があると認めるべきである」（甲8（昭和56（1981）年10月初版第7刷発行）・59頁）と理解されており、法11条1項（改正前法8条）による国籍喪失は本人の意思による日本国籍の離脱の一つであると位置づけられていた。

また前述の通り、1984年の国籍法改正の審議の際に、法務省担当者が、我が国の国籍法に本人の意思に反して日本国籍を喪失させる規定は存在しない、と答弁していた（甲9・4頁第2段）。このことから分かるように、被控訴人も、1984年法改正当時は改正前法8条及びこれを引き継いだ法11条1項は、本人の意思による国籍の離脱と考えていたのであって、同条項による日本国籍の喪失を「志望による外国籍の取得によって自動的に生じる効果」（被控訴人準備書面(4)6頁）であるとは認識していなかった。

以上述べた、改正前法8条及び法11条1項に対する1984年法改正当時の被控訴人や研究者の認識を前提とするならば、新設された国籍選択制度による日本国籍の離脱も、旧来からある法11条1項による日本国籍の喪失（放棄）も、同じく本人の意思に基づくもの、ということになる。したがって、両者の整合性の検討に思い至らなかったのは、むしろ当然といえることができる。

- (4) このように、1984年の法改正当時、立法者は新設される国籍選択制度を前提として、法11条1項の対象者に限って国籍選択の機会を与えない、という異なる取扱いの存在を認識していなかったのであり、したがって異なる取扱いをすることの目的ももちろん有していなかった。つまり、1984年法改正時において法11条1項は、法14条の国籍選択制度に対して、外国国籍を志望取得した

者については国籍選択の機会を与えないという異なる取扱いをすることを目的として設けられた規定ではなく、したがって外国国籍を志望取得した者に限って国籍選択の機会の保障について異なる取扱いをすることの立法目的も存在しないのである。

しかるにその後、法11条1項による日本国籍の喪失が本人の意思によるものではなく法の規定による効果であることが指摘され（甲10・120頁、甲3・131頁、甲11・339頁）、さらに本件訴訟を含め法11条1項の憲法14条1項適合性を争う一連の裁判において、生来的複数国籍者等と法11条1項の対象者との間で国籍選択の機会の有無について取扱いの差異が生じていることが指摘されている。しかしながらこの取扱いの差異は、1984年法改正時の立法者の意思によるものではなく、前述したとおり法改正時に両制度の整合性について立法者が検討を欠いた結果生じたものである。

- (5) 法の下での平等を定める憲法14条1項は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止するものである（最高裁昭和39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676頁、最高裁昭和48年4月4日大法廷判決・刑集27巻3号265頁、平成20年最大判等）。

しかるに、上述の通り、法11条1項は国籍選択の機会の保障について外国国籍を志望取得した者を生来的複数国籍者等に対して異なる取扱いをすることを目的として設けられた規定ではなく、かかる取扱いの差異を設けることの立法目的自体が存在しない。したがって、法11条1項による、国籍選択の機会の保障についての異なる取扱いには、「事柄の性質に即応した合理的な根拠」に基づくものとはいえないものである。

4 法11条1項が憲法14条1項に適合する余地はあるか

- (1) ある法律の規定によって差別が生じている場合において、その差別を生じさせることに「合理的な根拠」がなければ、当該法律は憲法14条1項に違反するものとして無効となるのであり、法11条1項が憲法14条1項に違反するものであることは、上述したところから明らかである。
- (2) このように、「合理的な根拠」なく差別的取扱いを設けている法11条1項が、なお憲法14条1項に適合すると判断される余地がありうるとは容易には考えが

たい。

その上で、もしそのような可能性を検討するならば、

- ・法11条1項によって剥奪される日本国籍が極めて重要な法的地位ないし資格であること、
 - ・憲法22条2項が(複数国籍者の存在を前提にして)日本国籍を離脱するか否かの選択の自由を保障していること、
 - ・国籍法が生来的複数国籍者等の複数国籍の発生を広く認めた上で、本人に国籍選択の機会を保障しつつ、事後的に複数国籍を解消するという立法政策を採用しており、その範囲では「複数国籍による弊害の防止」の要請よりも「本人の意思による国籍離脱の機会を保障する」という利益を優先させる立法政策を採っていること、
 - ・現実社会においておよそ100万人に至るとも推測される複数国籍者が既に存在し、その数は年々増加しており、それによる社会的問題は発生しておらず、被控訴人国自身も複数国籍者の増大を容認していること、
- 等を前提としつつ、これらの事情や要請を超えてなお、外国国籍の志望取得者についてのみ、その日本国籍を剥奪してまで複数国籍の発生を防止すべき法的・社会的必要性があるか、が厳密に検討されなければならない。

そして、係る必要性が存在しないことは、控訴人が一審以来繰り返し主張してきたところから明らかである。

5 小結

以上より、本人に事後の国籍選択の機会を与えずに、外国国籍の取得と同時に自動的に日本国籍を喪失させる法11条1項は、憲法14条1項に反し無効である。

6 原判決の判示に対する反論

- (1) 原判決は、法11条1項の立法目的が複数国籍の発生防止にあり、その立法目的は合理的である、また法11条1項の対象者は事前に選択の機会があるから事後の選択の機会を与えなくとも差別的取扱いにはならない、と判示する。また、法11条1項はその効果を明示的に規定することを通じて、日本国籍を喪失する

ことになっても自己の志望により外国籍を取得するか否かを自身で選択する機会を与えているともいえる、と判示する。

(2) しかしながら、国籍選択制度は、日本国籍と外国国籍を有する者に対し、一定の考慮期間を与えた上で、いずれを選択するかを本人の意思に委ねる制度であり、期限内に国籍選択をしなかった者に対しても、選択催告によって本人に国籍選択の必要性を具体的に認識させ、それによって国籍選択の機会を現実的・具体的に保障する仕組みとなっている。このように、国籍選択制度においては、「国籍選択制度を知らない者はそれによって国籍喪失という不利益を被る。」という仕組みを採っていない。そして国籍選択制度は、本人が具体的・現実的な国籍選択の必要性を認識した上で、実際に国籍の選択を行うまで、複数国籍の状態が存続することを認めている。

(3) これに対して法11条1項の対象者は、外国国籍を取得するか否かという選択はしているが、法11条1項の存在あるいはその内容を知らなければ、外国国籍を取得することによって日本国籍を喪失することを認識できないから、外国国籍を取得して日本国籍を喪失するか、日本国籍を保持して外国国籍の取得を断念するか、という選択をする必要性、すなわち「日本国籍か外国国籍か」という選択をする必要性を認識できない。原判決は法11条1項の規定の存在によって「日本国籍を喪失することになっても自己の志望により外国の国籍を取得するか否かを選択することができる」とするが、法11条1項を知らなければやはりそのような選択の機会はないのであり、原判決の判示は意味のない空論である。あるいは被控訴人が主張するように、法11条1項の存在あるいはその内容を知らないことは「単に「法の不知」を主張するものにすぎ」ないとするのであるならば、国籍選択制度は法の不知を本人に帰責しないのに、なにゆえ法11条1項の対象者のみが法の不知を理由に不利益を甘受することを強要されるのか、かかる差別的取扱いの不合理性は明らかである。

しかも、このような取扱いの差異が立法者の意思によるものではなく、むしろ立法者の意思の欠缺によって生じたものであることを考えるならば、生来的複数国籍者等は「法の不知」の責任を問われることなく、現実的具体的な国籍選択の機会が保障されるのに対し、法11条1項の対象者のみが「法の不知」の責任を問われ、「日本国籍か外国国籍か」を選択しなければならない必要性を認識し得

ないまま日本国籍を喪失させる、という取扱いの差異に何の目的もないことが明らかであるから、かかる差別的取扱いが憲法14条1項に適合する余地はないものというべきである。

7 被控訴人準備書面(4)第3、1、(2)イ(29頁以下)に対する反論

(1) 被控訴人は、「国籍法11条1項は、外国籍取得に係る意思のほかに日本国籍喪失に係る意思が存するか否かを問題とする制度設計になっていないが、かかる制度設計は、国籍の積極的抵触(重国籍の発生)の防止の観点からも合理性を有する。」と主張する。

しかしながら、上記主張は「日本国民が外国国籍を志望取得した場合に限って複数国籍の発生防止が厳格に要求されるべき合理的理由はない」との控訴人の主張に対する反論として成り立っていない。

なお、被控訴人の上記主張は、法11条1項の対象者には日本国籍か外国国籍かを選択する機会がないことを前提として、それでも問題はないとするものであり、法11条1項の対象者には国籍選択の機会が与えられているか否かという本件の重要な論点において、「選択の機会が与えられている」とする原判決とは異なる考え方に立つものと解される。

(2) 被控訴人はまた、「国籍法11条1項が適用されるのは、日本国籍を有しているにもかかわらず、敢えて外国の統治権に服することを決定し、外国籍を取得した場合なのであるから、原判決の上記説示が正鵠を得たものであることは明らかである。」とも主張する。

しかしながら、1984年改正法が新設した法3条1項や法17条1項、法5条2項は、外国国籍を保有したままで、敢えて日本の統治権に服することを決定して日本国籍を取得することを認めるものであり、被控訴人の表現を借りれば、日本と外国の双方の統治権に服することを許容するものである。したがって、被控訴人の上記主張は、なにゆえ法11条1項の場合に限って日本国籍を保持したままで外国国籍を取得することをいったん認めた上で事後的な国籍選択によって複数国籍を解消する、という方法を採用することが許容されないのか、についての合理的な説明とはなっていない。

(3) 被控訴人はさらに、外国国籍の当然取得、生来的取得及び日本国籍の志望取得

による複数国籍者と、外国国籍を志望取得した者との区別には合理性があるとして、被控訴人の原審準備書面や原判決の判示を引用する。しかしながら、被控訴人の主張に対する反論は既に原審の原告準備書面(1) 27頁乃至29頁、原告準備書面(2) 19頁乃至25頁で詳論したとおりであり、また原判決に対する批判も控訴理由書21頁乃至49頁で詳論したとおりであり、法11条1項は憲法14条1項に反しない、という被控訴人の主張及び原判決の判断が誤りであることは、これらの控訴人の主張から明らかである。

第3 憲法22条2項違反について

1 原判決の判示について

(1) 被控訴人が引用する原判決の判示は、被控訴人が被控訴人準備書面(4) 18頁の(2)ウで引用するほかの下級審判例をそのままなぞるものである。そして、これらに対する批判は、控訴理由書49頁以下で詳しく論じたとおりである。

ここでは、被控訴人による原判決の引用に即して再度簡単に反論する。

(2) 原判決が、「憲法22条2項は国籍を離脱しない自由ないし国籍を保持する権利の保障については何らの定めも置いていない」とする点について。

ア 原判決が文言解釈に拘泥する点については、同項で保障される「外国移住の自由の保障」がその文言にない「外国に移住しない自由ないし日本国内に居住する権利」の保障も含むとされることとの関係で、致命的な欠点がある。この点について原判決も、また被控訴人も何ら合理的な解釈を示しておらず、原判決には憲法22条2項違反に関する判断を左右する重要な論点について、判断の脱漏があるものといわざるを得ない。

そして「国籍を離脱しない自由ないし国籍を保持する権利」の保障の有無が憲法22条2項の文言から明らかにならない以上、その保障の有無は同条項の趣旨から解釈判断する必要がある。

イ 憲法22条2項は国籍離脱をする者が複数国籍であることを前提としており、かつ同項は本人がいつ日本国籍を離脱するか（あるいは一生離脱しないか）も本人の選択に委ねている。したがって憲法22条2項は、複数国籍者が日本国籍を離脱するまでの間、複数国籍の状態であることを認めているものである。

ウ 1984年の国籍法改正の審議の際に、法務省の担当者も、「国籍を持つ権利といますのは、現にその国の国民であるという者、すなわち先ほどの概念で申し上げますと、国家の構成員であるという地位に既に立っている者を、その構成員でなくなすということにつきましては、ほしいままに自分の持っている国籍を奪われないという意味では一つのはっきりした権利といえようかと思えます。」

(甲9・3頁第4段)、「国籍が権利であるかという点につきましては、一たん与えられました国籍がその国の主権によって恣意的に奪われることがあってはならないという意味では権利だろうと思えます。」(甲32・4頁第3段)と答弁している。

(3) 以上より、憲法22条2項は国籍を離脱しない自由ないし国籍を保持する権利を保障するものではない、とする原判決の判示は、明らかな誤りである。

2 「控訴人の主張には理由がない」とする被控訴人の反論(17頁イ以下)について

(1) 被控訴人は、「控訴人の主張が、国籍の問題を個人の側からみた権利義務の問題としか捉えず、その主張する権利の内実が重国籍を保持する利益にほかならず、国籍の本質に反し、国籍の得喪に係る立法裁量を見做すものである」と批判する(被控訴人準備書面(4)17頁イ第1段落)。

しかしながら、個人にとって国籍(特に現に有する国籍を本人の意思に反して奪われないこと)が非常に重要な利益であることは、憲法解釈上も、判例上も、また一般常識に照らしても、当然のことである。控訴人は、国籍立法における立法裁量の存在を認めつつ、本人の意思によらずに日本国籍を喪失させる法11条1項がかかる本人の重要な利益を損なうものであり憲法の規定に反する、と主張するものである。

被控訴人の主張は、国籍の問題における個人の権利利益を一切否定し、国籍は国家が国民に下賜するものであって国民の側からは一切の要望を述べることは許されない、とするものであり、今日の社会における国籍の在り方を無視した形式論であるとともに、平成20年最大判や、先に指摘した1984年法改正の際の被控訴人自身の国会答弁にも反するものであって、明らかに失当である。

(2) 被控訴人が引用する下級審判決も、いずれも原判決と同様の解釈の誤りを犯す

ものである。

特に、その一つが「1人の人間に対し複数の国家が対人主権を持つこと、又は国民に主権がある国において1人の人間が複数の国に対して同時に主権を持つということは、国家主権の考え方とは本質的に相容れないものである」等と断じるのは、複数国籍の発生が主権国家の並立に伴う必然的な結果であり（国内管轄の原則）、複数国籍の解消は不可能であるという明白な論理的帰結を理解しない、誤った認識に基づくものであるとともに、憲法22条2項が複数国籍を前提としているという同条項の解釈の大前提を無視あるいは失念したものであって、国際法上も憲法解釈上も誤りである。

さらに、現実には世界中で複数国籍者が増大し、複数国籍を容認する国家も増加し、日本においても複数国籍者が増加の一途を辿り今日ではおよそ100万人かそれ以上になっているという現実（被控訴人国自身がその状態を容認しているのである）を無視して、時代遅れの観念論に閉じこもり、日本国民としての権利の根幹である日本国籍をはく奪することの重大性を理解しようとしぬ思考として、厳しく批判されるべきである。

第4 憲法10条違反について

1 1984年法改正時の国籍法11条1項の立法目的について

(1) 法11条1項の立法目的は、複数国籍の発生防止及び国籍変更の自由の保障にある、とされる。そして、同項による日本国籍の喪失は、本人の日本国籍放棄の意思の有無にかかわらず、外国国籍の志望取得によって自動的に発生する効果である、とされる。

(2) しかしながら、以下に述べるとおり、1984年の国籍法改正当時、法11条1項（改正前法8条）は、本人の意思にかかわらず日本国籍を喪失させる制度とは理解されておらず、むしろ日本国籍喪失の根拠は本人の国籍離脱の意思にある、と考えられていたものである。

ア 昭和56年10月に初版第7刷が発行された甲8では、「自己の志望によって外国の国籍を取得するということは、その反面、当然に従来の国籍を放棄する暗黙の意思があると認めるべきである」（甲8・59頁）とされており、講学上、

改正前法 8 条が本人の意思による日本国籍の放棄と位置づけられていた（改正後の平成元年 4 月に発行された、同文献の新版第 1 刷（甲 1 0）には、「ここでの国籍の喪失は、本人が従来の国籍を放棄する意思のないときでも、志望による外国国籍の取得によって自動的に効力を生ずるのであるから、厳格に言えば、個人の意思に基づく国籍の喪失でないことはいうまでもない。」（1 2 0 頁）と新たに加筆されている）。

イ また、先に指摘したとおり、1 9 8 4 年法改正の際に、法務省の担当者は、我が国の国籍法に本人の意思に反して日本国籍を失わせる規定は存在しない、と明言し（（甲 9 ・ 4 頁第 2 段）、さらに日本国籍を恣意的に奪われないことは国民の権利である、と答弁している（甲 9 ・ 3 頁第 4 段、甲 3 2 ・ 4 頁第 3 段）。このように、被控訴人自身、当時は改正前法 8 条が本人の意思にかかわらず日本国籍を喪失する規定であるとの理解をしていなかったことが明らかである。

ウ そして、改正前法 8 条を現行法 1 1 条 1 項として引き継ぐにあたり、「本人の意思に基づく日本国籍の放棄」から「本人の意思に関係なく日本国籍喪失の効果を生じさせる制度」に制度の内容を変更する、という立法者の説明がなされた事実は存在せず、法 1 1 条 1 項が本人の意思に基づく国籍の放棄の制度として引き継がれたものであると認められる。このことは、本人の意思による複数国籍の事後的解消の制度として新設された国籍選択制度との整合性（一方で複数国籍の解消を本人の意思に委ねる制度を設け、他方が本人の意思を無視して日本国籍を喪失させる制度を存続させることの整合性）について検討をした記録が、法制審議会の議事録にも国会の議事録にも存在しないことから推認される。

(3) このように、1 9 8 4 年の法改正時に国籍選択制度の新設と同時にその制度の存続が認められた法 1 1 条 1 項は、本人の意思に基づく国籍放棄の制度と位置づけられていたのであり、それ故に国籍自由の原則や国籍選択制度との整合性も問題とされなかったものである。

2 現在の国籍法 1 1 条 1 項の解釈は同規定の立法者意思に適合しないこと

そして、上記の法改正の後に、法 1 1 条 1 項による国籍喪失が本人の意思によるものではなく、本人の意思と無関係に外国国籍の志望取得という事実法が付与した効果であると理解されるに至ったものである。法 1 1 条 1 項の要件及びそ

の効果を法文に照らして考えるならば、「本人の意思にかかわらず日本国籍を自動的に喪失させる制度」と解釈するのが同項の正しい理解であることは明らかであるが、このような理解は法11条1項が設けられた時点での立法者の理解ではない。

このように、「外国国籍を志望取得した者の日本国籍を本人の意思にかかわらず自動的に喪失させる」という法11条1項の理解は、立法者が立法裁量を前提に検討したものではないから、厳密に言えば「その立法目的が合理的なものとして立法裁量の範囲内にあると認められるか否か」という議論自体が誤りというべきである。上述の通り、「外国国籍を志望取得した者の日本国籍を本人の意思にかかわらず自動的に喪失させる」制度である、という現在の法11条1項の解釈が憲法に適合するか否かは、立法裁量の問題ではなく、憲法の趣旨及びそれを踏まえた国籍法の立法政策と整合性を有するか、という観点から検討され判断されるべきである。

3 現在の解釈の憲法適合性

(1) そこで検討するに、憲法22条2項は、複数国籍の状態の存在をその前提としつつ、国籍離脱の自由を保障するものであるから、いつ日本国籍を離脱するか、すなわちいつ複数国籍を（日本国籍の離脱という方法によって）解消するかを本人の自由な選択に委ね、これを憲法により保障するものである。

また、憲法22条2項の解釈を離れても、第1で詳しく論じたとおり、日本国籍は日本国の主権者たる地位、基本的人権等の十全な保障を受けるための身分として極めて重要であり、個人が日本国籍の取得について他者との間で不平等に扱われないこと（平成20年最大判）、及び日本国籍を不当に奪われないことは、個人にとって重要な法的利益である。

さらに、現行憲法下で制定された改正前法及び現行法を通じ、立法者の認識としては、国籍法には本人の意思にかかわらず日本国籍を喪失させる規定は存在しないとされていた、という事実も、国籍法が本人の意思にかかわらず日本国籍を喪失させることをそもそも予定していないことを裏付ける。

（なお、前述したとおり、「本人の意思によらずに日本国籍を喪失させる」ことは1984年の法改正時の立法者意思ではなかったのであるから、「本人の意

思によらずに日本国籍を喪失させる」という立法者意思が立法裁量の範囲内として合理的か否か、を論じることには意味はない。))

- (2) 以上の通りであるから、「外国国籍を志望取得した者の日本国籍を本人の意思と無関係に喪失させる制度」である法11条1項は、憲法22条2項、最高裁の判例の趣旨、及び国籍法の立法者意思に反するものであることは明らかである。そしてこれを敢えて言うならば、憲法10条が認める立法裁量に基づく立法者意思に反し、憲法の授權の範囲を逸脱した解釈として、憲法10条に違反するものというべきである。

4 被控訴人の主張に対する反論

被控訴人は、国会には国籍の得喪の要件を定める広範な立法裁量が存在する一方、国籍の得喪に起因する個人の利益は国籍制度を前提とするものであり、個人の不利益は限定的なものである、したがって憲法10条適合性の判断基準としては立法目的とその立法目的の達成手段について合理性が認められれば足りる、と主張する(被控訴人準備書面(4)21頁)。

しかしながら、日本国の主権者たる地位を国が自由にはく奪できるとすることは論理的に背理であり、また基本的人権の保障を受けるための地位を国が自由に変動させることができることは、基本的人権の保障を実質的に否定するものである。日本国籍を保持することが個人にとって重要な利益であることは、常識的に考えても当然のことである。このような点から、控訴人は、国籍制度が国によって設営されるものであり、どのような国籍制度を策定するかについて国会に立法裁量があることを前提としつつ、主権者たる地位、基本的人権の享有主体たる地位、国籍を保持することによる個人の利益が不当に害されるときは、その国籍法上の規定は立法裁量を逸脱した不合理なものであり、憲法10条に違反するものとなる、と主張するものである。

なお、控訴人は前述の通り、「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が憲法22条2項によって保障されると主張するものであるが、仮に係る憲法上の保障が肯定されないとしても、これらの自由ないし権利が重要な法的利益であることは明らかであり、これらを不当に侵害する場合は憲法10条違反となる、と主張するものである。国籍に関する個人の利益が憲法上の権利

であるか否かにかかわらず法律上保護すべき必要がある場合があることは、平成20年最大判の判示から明らかである。

第5 法11条1項の立法目的は合理的である、との被控訴人の主張について

1 2つの立法目的の関連性について

原判決は、法11条1項の立法目的について、「①重国籍の発生をできる限り防止しつつ、②国籍変更の自由を保障するというものである」と判示する(25頁)。この判示に対する批判は、控訴理由書18頁以下で述べた通りである。

なお、被控訴人はこれら2つの立法目的は密接に関連する、と主張し、これを批判する控訴人の主張に対して縷々反論している(被控訴人準備書面(4)23頁以下)。しかしながら、国籍を取得しようとする相手国の法制が原国籍の離脱を要件としている場合には2つの立法目的は密接に関連する一方で、相手国の法制が原国籍の離脱を要件としていない場合は上記②の立法目的は何ら機能せず、2つの立法目的に何らの関連性がないことは明らかである。このことは、本件事案において控訴人の英国国籍取得にあたり日本国籍の離脱が要件となっていないこと、したがって②の立法目的は本件で問題とならないことから明白である。

このように、上記の立法目的①と②が関連性を有するのは限定された事案の場合であることは、被控訴人もよく認識しているものと思われるが、それにもかかわらず両者の密接関連性に拘泥することの理由は不明である。

なお念のために述べておくと、仮に本件において英国国籍の取得にあたり日本国籍の離脱が必要であった場合には、英国領事館の職員は当然にそのことを控訴人の両親に説明し、そのことを契機として両親は控訴人の日本国籍を喪失させてでも英国国籍を取得するか、それとも日本国籍の保持のために英国国籍の取得を断念するか、を選択する機会を得たであろう。しかし英国の法律がそのような仕組みとなっていなかったこともあり、控訴人の両親は当該手続が英国国籍の取得手続であることを認識しないまま、当該手続を行ったものである。

2 立法目的の合理性について

(1) 「複数国籍の発生防止」は法11条1項の立法目的の一つであるが、1984

年法改正当時、立法者はこの立法目的を「複数国籍の発生防止のために本人の意思に反してでも日本国籍を喪失させる」という内容とは認識しておらず、「本人の意思に基づいて日本国籍を放棄することによって複数国籍の発生を防止する」という内容であると認識していた。この点は第2、3で詳論したとおりである。

(2) そして、このことは上記の立法目的①と②及び両者の関連性と関係を有する。

すなわち、旧法当時及び改正前現行法制定当時は、「国籍唯一の原則」が各国の国籍法制における重要な立法政策の一つであり、自国の国籍を取得する際に複数国籍の発生防止のために原国籍の離脱を要件とすることが一般的に行われていた。

そのため当該国の国籍を取得しようとする者も、国籍取得のためには従来の国籍を離脱する必要があることを認識し、従来の国籍を離脱して新たな国籍を取得していた。そのため、複数国籍の発生防止と国籍変更の自由の保障は密接に関連しており、また複数国籍の発生防止は「外国国籍を取得するために自らの意思で原国籍を離脱する」という内容であると理解されていた。旧法20条及び改正前法8条を引き継いだ法11条1項が、1984年法改正当時「本人の意思に基づいて日本国籍を離脱する」制度と認識されていたのは、係る経緯に起因するものである。

しかしながら今日、自国の国籍を取得するために原国籍の離脱を要件としない国が増加し、外国国籍の取得がすなわち日本国籍から外国国籍への変更を意味する、という事態は減少した。しかしながら法11条1項には「外国の法律が原国籍の離脱を国籍取得の要件としているとき」という要件がないため、複数国籍の発生防止という立法目的と国籍変更の自由の保障という立法目的が切り離されて理解され（両者が密接な関係を有するとする文献はない）、かつ複数国籍の発生防止という立法目的から「本人の国籍離脱の意思に基づいて」という要素が脱落し、今日の解釈に至ったものである。

(3) このように、「本人の意思にかかわらず日本国籍を喪失させることによって複数国籍の発生を防止する」という考え方は、1984年法改正によって法11条1項が（改正前法8条を引き継いで）設けられた当時の（立法裁量を前提とした）立法者意思ではなく、その後の解釈や運用によって示されたものである。したがって、「本人の意思にかかわらず日本国籍を喪失させることによって複数国籍の

発生を防止する」という立法目的が合理的か否かは、「立法裁量の範囲内か否か」によって判断することができないことは、前述したとおりである。

3 原判決の判示に対する反論

(1) 原判決は、「重国籍が常態化した場合には、国家間の外交保護権が衝突し、国家と個人との間又は個人間の権利義務に矛盾衝突を生じさせ、これらの種々の弊害が生ずるおそれがあるから、重国籍の発生をできる限り防止し、重国籍を解消させるべきであるという理念は合理性を有する」と判示する（26頁）。

(2) しかしながら、まず、原判決が指摘する複数国籍による弊害のおそれ（少なくとも既に有する日本国籍を喪失させることの合理性を根拠付けるだけの）十分な根拠がないことは、訴状48頁以下及び原告準備書面(1)34頁以下で詳述したとおりである。

また、前述したとおり、1984年改正当時は、法11条1項による複数国籍の発生防止は本人の国籍離脱の意思に裏付けられていると理解されていたのであり、そもそも本人の意思に反した国籍のはく奪は立法者の意思に反するものということができる。

(3) 加えて、以下の点も指摘することができる。

ア 法11条1項の反対解釈によって、婚姻、認知、養子縁組などを原因として外国国籍を当然取得したときは日本国籍を喪失しないとされている。これは理屈はともかく、婚姻・認知・養子縁組などの身分関係の形成という「個人の都合」を、複数国籍の発生防止という「国家の要請」よりも優先する、という政策的判断をしたものであり、複数国籍の発生防止が絶対最優先の要請ではないことを示している。

イ 1984年法改正で新設された法5条2項は、それまで帰化における原国籍離脱が必須の要件だったのを緩和して、原国籍を保有したまま日本に帰化をして複数国籍となることを認めたものであり、改正前よりも複数国籍の発生防止の要請を後退させたものである。

また、同改正によって新設された法3条1項の準正（現在は認知）による国籍取得や、法17条1項の国籍再取得も、原国籍の離脱を強制できないにしても原国籍の離脱を国籍取得の要件とすることによって複数国籍の発生を防止し得た

が、係る要件は設けられておらず、複数国籍の発生防止の要請を日本国籍を取得させる必要性よりも劣後するものと位置づけた。

国籍選択制度においても、中間試案では選択期間中に国籍選択をしない者は期間満了と同時に自動的に日本国籍を喪失するとしていた（甲35）のを、本人の国籍選択の機会を保障する観点から改正法では選択催告制度を導入し（甲30）、それによって複数国籍の状態が継続する事案が生じることも容認するとした。

(4) このように、1984年改正法は国籍法改正の契機となった「女性差別撤廃条約批准のための父母両系血統主義の導入」という当初目的を越えて、広く複数国籍の発生を容認したのであり、外国国籍を志望取得した者に限って国籍選択の機会を与えずに、本人の意思に反して直ちに日本国籍を喪失させてでも複数国籍を防止しなければならない、という要請は存在しなかった。

以上より、原判決のいう「重国籍の発生をできる限り防止し、重国籍を解消させるべきであるという理念」が、本人の意思に反してでも日本国籍を喪失させるという要素を含むものである限り、その立法目的が立法者意思に反し、また国籍法の立法政策にも合致しないものであることは明らかである。

4 被控訴人の主張に対する反論

被控訴人は、国籍法12条が複数国籍の発生をできる限り回避するという立法目的を有すると判示した平成27年最判を引用した上で、「このことわりは、国籍法11条1項においても等しく妥当する。」と主張する（被控訴人準備書面(4)25頁）。

しかしながら、国籍法12条は日本国籍の取得を制限する規定であるとされるのに対し、法11条1項は既に有する日本国籍を喪失させる規定であり、複数国籍の発生防止の要請に対立する、日本国籍を取得ないし保持させる要請の強さには明らかに違いがあるのであるから、平成27年最判のことわりが法11条1項に等しく当てはまる、とする被控訴人の主張には論理の飛躍がある。

また、法12条は実効性を伴わない形骸化した日本国籍の発生を制限する規定であり、形骸化した日本国籍であればそれを取得させなくても本人に現実的具体的な不利益は発生しないともいえるのに対し、法11条1項によって喪失させられる日本国籍は、既に我が国と密接な関係を有するものとして本人に与えられ、

喪失の時点においても実効性を有するものとして存在するのであるから、この点からも法12条と法11条1項を同列に考えることは明らかな誤りである。

第6 立法目的の達成手段として合理的である、との被控訴人の主張について

1 被控訴人の主張に対する反論

被控訴人は、複数国籍の発生防止及び国籍変更の自由という法11条1項の立法目的を達成する手段として、外国国籍を志望取得した時に本人の意思にかかわらず自動的に日本国籍を喪失させることは、立法目的の達成手段として合理的である、と主張する（被控訴人準備書面(4)27頁以下）。

しかしながら、被控訴人の主張は、単に「外国国籍を志望取得した時に日本国籍を喪失させることが、複数国籍の発生防止のために合理的である」というのみであり、なにゆえに法11条1項の場合に限って、事後的選択では足りず、本人の意思に反して日本国籍を喪失させてまで複数国籍の発生防止を図る必要があるのか、という点について何の反論もなされていないのであり、無意味な主張といわざるを得ない。

2 立法目的達成手段の変容について

なお、前述したとおり、旧法20条及び改正前法8条を引き継いだ法11条1項は、1984年法改正当時は、相手国の法制度が原国籍の離脱を国籍取得の要件としている場合に、これに応じて当該外国国籍の取得と同時に日本国籍を喪失させることによって、複数国籍の発生を防止し、当該外国の国籍取得の要件を満たして国籍取得をさせることを目的とした制度であったのであり、日本国籍の離脱と外国国籍の取得は文字通り表裏一体であった。しかるにその後、自国の国籍取得に原国籍の離脱を要件としない国が増え、他方で法11条1項に「相手国が原国籍の離脱を要件とするとき」という要件がなかったために、国籍変更の自由の保障と無関係に、単純に外国国籍を志望取得した場合のすべてに当然に法11条1項が適用されることとなり、同時に日本国籍離脱の意思という要素も欠落して、本人の意思を無視して日本国籍を喪失させる規定と理解されるに至ったものである。

このように、本人の意思を無視して日本国籍を喪失させる、という法11条1項の立法目的達成手段は、1984年法改正時に立法者が意図したものから変容しているのであり、被控訴人が立法目的達成手段の合理性を積極的に論証し得ないのは、むしろ当然というべきである。

第7 法定代理人による外国国籍の志望取得への法11条1項の適用の有無

1 外国法上有効な法定代理行為と日本法上有効な法定代理行為の齟齬について

被控訴人は、控訴人が「原判決の考え方によるならば、法定代理人による未成年者の外国国籍の取得行為が当該外国の法律に則ったものである限り、我が国の法律に適合しているか否かにかかわらず、法11条1項により当該未成年者は日本国籍を取得することとなるが、係る法定代理人の行為は我が国の法律に照らす限り「当該本人の意思行為である」と評価することはできない」として原判決を批判した（控訴理由書73頁以下）のに対し、「外国の国籍を取得するか否かについては、…当該外国の法律等の規定するところによるのに対し、当該外国の国籍を取得した結果、日本国籍を喪失するか否かについては、…我が国の法律が適用されるのであるから、法定代理人による外国国籍の志望取得について、同法11条1項の適用があることは明らかである。」と反論する（被控訴人準備書面(4)5頁）。その趣旨は明確ではないが、控訴人は、外国の法律に照らし有効な法定代理行為であってもそれが日本法上も有効な法定代理行為になるとは限らず、原判決の論理によればこのような「日本法上本人の意思行為と評価し得ない」場合にも日本国籍を喪失することになって不合理である、と主張するものであり、被控訴人の上記主張が控訴人に対する反論として成り立っていないことは明らかである。

2 法定代理人の行為に法11条1項を適用することの合理性について

法定代理制度は、典型的に十分な意思行為能力がないと認められる者について、本人の利益を保護する立場にあるとして法が規定する者（親権者）あるいは公的な手続によって選任される者（後見人）が、本人の権利義務に関する法律行為を、本人の利益を図って行い、その法律効果を本人に帰属させる制度であって、その

制度の目的は、無能力者本人の保護にある。しかるに法定代理人による外国国籍の志望取得に法11条1項を適用して本人の日本国籍を喪失させることは、法定代理人の行為によって、日本国籍の喪失という、法定代理人が予期せぬ重大な不利益を本人に及ぼすものであり、本来的に法定代理制度の趣旨に反するものである。

そのことを踏まえてなお、法定代理人による外国国籍の志望取得に法11条1項を適用する必要があるかを考えると、未成年者については一般に複数国籍による弊害が少ないとされ、それ故に未成年者については日本国籍の志望取得による複数国籍の発生が容認され、国籍選択も猶予されている、という国籍法の姿勢と対比するとき、未成年者が法定代理人によって外国国籍を取得した場合に限って、日本国籍を喪失させてまで複数国籍の発生を厳格に防止すべき必要性があるとは考えがたい。

したがって、法定代理人による外国国籍の志望取得に法11条1項を適用することは、国籍法の趣旨に反し、誤りである。

この点に関し、被控訴人は、控訴人の主張は単に法の不知を述べるに過ぎない、と反論する（被控訴人準備書面(4)6頁乃至7頁）。しかしながら、繰り返し指摘するとおり、国籍法における複数国籍解消の中核をなす国籍選択制度は、法の不知を許容した上で、本人に国籍選択を促す仕組みを採用しているものであり、法11条1項の場面に限って法の不知を許さないとする事自体が、国籍法の複数国籍防止解消に関する立法政策から逸脱するものである。

3 憲法14条1項違反について

被控訴人は、控訴人の「法定代理人による外国国籍の志望取得に法11条1項を適用することは、その他の未成年者の複数国籍が国籍法上広く許容されていることと対比して、差別的取扱いであり、憲法14条1項違反である」との主張に対し、縷々反論する（被控訴人準備書面(4)30頁以下）。

しかしながら、その反論は未成年者間における取扱いの差異の合理性について論じたものではなく、控訴人の上記主張に対する反論として全く成り立っていないものである。

第8 控訴人の両親は控訴人の英国市民登録が英国国籍の志望取得にあたることの認識がなかったこと、及びそれによって日本国籍を喪失することを認識していなかったこと

1 はじめに

控訴人は、控訴人準備書面(1)において、乙7及び乙8が控訴人の両親が控訴人につき英国市民登録を行った当時存在していた書類ではないこと、控訴人の英国市民登録の当時に英国市民登録が英国国籍取得の手続であること及びそれによって日本国籍を喪失するおそれがあることを告知した文書が存在したとは認められないこと、を主張立証した。

これに対して被控訴人は、被控訴人準備書面(4)7頁以下で縷々主張するので、これについて反論する。

2 被控訴人準備書面(4)第1、2、(2)イ(7)(8頁以下)について

(1) 被控訴人は、控訴人が原審において本件申請書と本件ガイドの各作成年月日を踏まえて主張を展開しておらず、控訴人の両親に本件申請書及び本件ガイドないしこれらと同様の書類が示されていた可能性自体は何ら否定していない、と主張する。

(2) しかしながら、およそ行政機関における登録手続において、何らの書類も提示されず、何らの書類に記入することもなく、すべての手続が口頭のみで行われる、という事態があり得ないことは言うまでもない。控訴人の両親も、英国市民登録の手続に際し、既に英国国籍を取得している控訴人を英国政府に登録する、という趣旨で(いわば、外国で出生し、出生によって既に日本国籍を取得している子の出生届を現地の日本領事館に提出するのと同じ感覚で)指示された書類に必要事項を記載し提出した認識はあるが、「原告の英国市民登録の手続に際し、これらの書類(控訴人代理人ら註:乙7及び乙8)を見た記憶も、またチェックリストにチェックをした記憶もな」かった(原告準備書面(1)33頁)としてこれを否定した上で、「仮に乙7及び乙8の書類を示されていたとしても、…」と述べているものである。

(3) また、被控訴人が、控訴人の母の陳述書を引用して「本件登録手続において説

明文書や書類」が存在していたことを積極的に自認している。」と主張する点についても、上述の通り、控訴人の両親が行った手続が仮に同人らが認識していたように既に英国国籍を有する控訴人を英国政府に登録する手続であったとしても、その手続が文書の作成・提出によって行われることはごく普通のことであり（むしろ何も文書を作成提出せず全て口頭で行われた、と主張することの方が不自然である）、控訴人の両親がこのような英国政府への登録手続として必要な「説明文書や書類」が存在していたと自認していても、控訴人の主張に照らし何ら不合理ではない。

(4) したがって、控訴人の主張や甲 4 5 [REDACTED]の内容を根拠に、控訴人の両親が英国市民登録の手続の際に目にしたり、記入した書類は乙 7 や乙 8 と同様のものであった、との被控訴人の主張は、全く根拠を欠くものである。

3 同(2)イ(イ)第2段落以下(9頁以下)について

(1) 被控訴人はまた、英国市民登録の手続において目にするなどした「説明文書や書類」に、英国市民登録をすることによって新たに英国国籍を取得することになる旨の記述があったことを否定する甲 4 5 [REDACTED]の内容は、乙 7・乙 8 と同様の記述があったことを否定しない原告準備書面(1)の主張や手続の説明文書や作成書類の内容をよく覚えていない旨の甲 4 5 の陳述と矛盾する、と主張する。

しかしながら、上述したとおり、控訴人の両親は控訴人の英国市民登録の際に乙 7・乙 8 に類した書類を示され、またこれらに記入した、との被控訴人の前提に誤りがあるのであり、したがって上記の被控訴人の主張にも根拠がないことは明らかである。

(2) 被控訴人はさらに、被控訴人が原審で乙 7・乙 8 を提出してから十分な時間があつたのに控訴人は調査等の特段の措置を取らなかった、として、このことから、控訴人の両親が控訴人の英国市民登録の手続に際して目にしたり、記入したりするなどした申請書類等は、本件申請書や本件ガイドと同様のものであったと一層推認することができる、と主張する。

しかしながら、控訴人は準備書面(1)で、控訴人について英国市民登録がなされた 20 [REDACTED]年 [REDACTED]月当時には乙 7 及び乙 8 は存在しなかったことが客観的に明らかであること、(少なくとも控訴人代理人が調査した限りでは) 20 [REDACTED]年 [REDACTED]月当

時に乙7の体裁の申請書及び乙8の体裁のガイドブック自体が存在しなかったこと、を指摘し、控訴人の英国市民登録当時には手続の過程で当該手続により原国籍を喪失する可能性を告知する仕組みは存在しなかった、と主張したものであるが、これに対して被控訴人準備書面(4)では、単に「乙7や乙8と同様の書類があったと推測される」という趣旨の主張を繰り返すのみで、実際に20■■■年■■■月当時の英国市民登録手続の書類を証拠として提出することもなく、また外務省を通じて英国政府に当該書類の有無について調査を行っているわけでもないのであり、被控訴人自身、20■■■年■■■月当時の英国市民登録手続において「手続の過程で当該手続により原国籍を喪失する可能性」を告知する仕組みが存在したことを全く証明し得ていない。にもかかわらず、被控訴人は、控訴人が英国市民登録をした20■■■年■■■月から何年も経過した後に作成された書類を証拠として提出し、控訴人がこれに積極的に反論をしなかったから20■■■年■■■月当時同様の書類が存在したものと推認される、と主張するのであり、その主張内容に全く合理性がないことは明らかである。

控訴人の両親は、乙7及び乙8の提出を受けて、前述した通り、英国市民登録手続に際し何らかの書類を作成したことは記憶があり、また常識的に考えても当然何らかの書類を作成したはずであるが、その書類の控えは手元に残っておらず、可能な範囲で関係すると推測される行政機関に問い合わせても当時の書類は残っていないと言われて、それ以上の調査を断念したものである。この事実をもって「控訴人は20■■■年■■■月当時に乙7・乙8に類する書類があったことを認めていた」と評価することが到底不可能であることは明らかである。

- (3) 被控訴人は、英国旅券の発給には英国国籍の保有が前提となるから、控訴人の両親が控訴人の旅券取得のために行った手続の当初の段階で、控訴人が英国国籍を有していないことが判明し、英国領事館職員からそのことを明示的に告げられているはずである、と主張し、控訴人の母■■■がその陳述書で、英国領事館の窓口で、まず市民登録の手続をするよう指示された、と述べていることも引用する。

しかしながら、既に主張しているとおり、控訴人の両親は特別養子縁組によって控訴人が法律上実子と同じ立場を取得し、それによって父の英国国籍も取得した、と考えていたものであり（法律上特別養子と実子が異なるものであるとか、民法上の親子関係と国籍法上の生来的国籍取得とは法律上当然にはリンクしない

などの議論は、ここでは意味を有しない。専門的な法律知識を有しない一般市民にとっては、「実子と同じ立場になる」と説明されれば、実子と同じになると考え、実子として出生した長女（控訴人の姉）が英国国籍を取得したのと同様に、実子と同じ立場になった控訴人も英国国籍を取得したと考えても、何も不自然ではない）、英国領事館で「英国市民登録が必要」と言われた際も、特別養子縁組によって控訴人が英国国籍を取得してもそれを英国政府に届けて英国市民として登録しなければ、英国政府は控訴人は英国国籍を保有する者として認識できず、したがって英国旅券も発給できない、と考えて、すなわち単なる行政機関への登録手続と理解して、当該手続を行ったものである。そして、控訴人の両親が担当職員の助言を受けて英国市民登録を行うことを了解すれば、担当職員が、当該手続は英国国籍を新たに取得する手続である等の説明をさらに行う必要を感じずに、書類作成等の事務作業を淡々と進めて行くであろうことは容易に推認されるのであり、控訴人の両親が当該手続によって英国国籍をあらたに取得することになること自体を認識しなかったことは当然に起こりうることである。

被控訴人の主張は、英国市民登録の手続の過程で担当職員が当該手続によって英国国籍を取得することを控訴人の両親に必ず説明した、ということ为前提としているが、その前提に根拠がないことは上記の通りであるから、被控訴人の主張は失当である。

- (4) 被控訴人はまた、被控訴人の両親が特別養子縁組によって控訴人が実子である長女と同じ立場になったから日本国籍と英国国籍の複数国籍になったと「一時的に認識していたとしても」、旅券の取得過程の初期段階でそうした認識が正しいか確認するのが通常である、とも主張する。

しかしながら、訴状や甲45陳述書でも明確に述べたとおり、控訴人の両親は、特別養子縁組によって実子と同じ立場になり、既に保有していた日本国籍に加えて英国国籍も取得したと何の疑いもなく認識していたのであり（だからこそ、「特別養子縁組によって英国国籍を取得してもそれが英国政府に報告されていなければ英国政府は英国国民としての控訴人の存在を認識できず、旅券の発給もできない、と理解したのである）、英国市民登録の手続に際しその認識が正しいかどうかを担当職員に確認する動機は何もなかった。

被控訴人の上記主張は、控訴人の両親が、控訴人が長女と同じ立場になったか

ら日本国籍と英国国籍の複数国籍になったと「一時的に認識していた」との事実を前提とするが、控訴人の両親が控訴人の複数国籍について「一時的に」すなわち「いつかのみ、あるいは仮の、若しくは暫定的な」認識を有していた、という事実は、証拠上いずれにも見られず、被控訴人が勝手に作出した虚偽の事実には過ぎない。このように、被控訴人の上記主張は、虚偽の事実を前提とするものであり、その前提において失当である。

- (5) 被控訴人は、控訴人の英国市民登録手続の2、3か月後に甲2の書類を受領していることからしても、控訴人の両親は控訴人について英国市民登録により新たに英国国籍を取得したことを認識したと言うべきであり、このことから控訴人の両親が英国市民登録手続を行った際に上記認識を有していたことが裏付けられる、と主張する。

しかしながら、控訴人の両親は既に英国国籍を有する控訴人を英国政府に登録する目的で英国市民登録の手続を行い、その結果「英国市民として登録した」と記載された「英国市民権登録証明書」という表題の証明書（甲2）を受領したのであり、これによって当該手続が新たに英国国籍を取得する手続であったと認識しうるものではない。

また、「1981年英国国籍法により与えられた権限に基づき、」との記述も、どのような手続がどのような法律に規定されているかを一般市民が正確に理解することは容易ではない上に、英国市民登録がなされ英国国民として英国政府から認められることになる手続が英国国籍法に規定されていても不自然ではないことから、控訴人の両親が何ら違和感を抱かなかったとしても不合理ではない。

加えて、甲2の書類を受領したことから、その2、3か月前に行われた英国市民登録手続の法的性質を認識していた、との被控訴人の主張に根拠がないことは明らかである。

- (6) 以上の通り、被控訴人の上記各主張はいずれも理由がない。

4 同(2)イ(ウ)（11頁以下）について

- (1) 被控訴人は、「原判決は、…平成■■■■年■■■月当時に本件申請書及び本件ガイドが存在した旨認定しているものではない。」として縷々主張する。

しかしながら、被控訴人の主張は誤りである。

(2) 被控訴人は原審において、「原告がイギリス国籍法第3条第1項に基づきイギリス市民として登録されるに当たり、原告養親は、当該登録に係る申請書を提出して申請していると考えられるところ、当該申請書には当該登録に関するガイドを読み理解したことを確認する欄があり（乙7の1及び2・いずれも2枚目）、当該ガイドにおいては、イギリス市民登録がイギリス国籍を取得するための手続であること及びイギリス国籍の取得により原国籍を喪失するおそれがあることが説明されている（乙8の1及び2・いずれも4、5枚目）。したがって、原告両親は、イギリス市民登録の手続において、当該手続によって原告がイギリス国籍を取得すること及び原告が日本国籍を喪失するおそれがあることを解していることの確認がされていたのであり、」と主張し（被告準備書面(1)34頁）、控訴人の両親が提出した当該登録に係る申請書すなわち「当該申請書」として乙7を、同じく両親が読んだガイドすなわち「当該ガイド」として乙8をそれぞれ引用しているものであり、控訴人の両親が乙8のガイドを参照した上で乙7の申請書に記載し提出した、と明確に主張している。

そしてこれを受けて原判決は、乙7を「本件申請書」、乙8を「本件ガイド」と表示した（原判決3頁）上で、「原告養親は、本件登録手続において本件申請書を提出するに当たり、本件ガイドを読み理解したことを確認する旨のチェック欄に所定の書き込みをしていたものと認めるのが相当である」と判示した（原判決20頁）のであり、控訴人の英国市民登録にあたり両親が乙8を参照し乙7に記入した、と認定したものであることは明らかである。

(3) このように、原判決は、原審における被控訴人の誤謬を含む主張に引きずられて、控訴人の英国市民登録にあたり両親は当時存在しないことが明らかな説明文書を読み、申請書に記入したと認定しているものであり、その認定が客観的証拠に反し誤りであることは明らかである。

5 同(2)ウ(イ)（12頁以下）について

(1) 第1段落及び第3段落（被控訴人準備書面(4)12頁乃至13頁）において、被控訴人は、控訴人が甲61乃至63として提出した The Wayback Machine のサイトに掲載されている「情報は英国の国籍ないし市民登録制度の内容や手続について認定をするための的確な証拠とはいえない。」とか、「甲61号証の記載は、

平成■■■年当時の英国市民登録において申請者に交付された書類や申請者が記載する書類に関して何ら言及するものではない。」「英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)を構成するイングランドとウェールズの人々と英国外に居住する者とでは、英国との関係性には自ずと違いがあるから、前者を対象とするデジタルサービスの情報(甲62、63)は、後者に係る英国市民登録の手続においてどのような書類が用いられていたかを推知することに関し、参考になるものとは言えない。」から「The Wayback Machine 上の上記各情報は、平成■■■年■■■月乃至■■■月の本件登録手続において、「英国市民登録が英国国籍取得のための手続であることや英国国籍の取得により原国籍を喪失するおそれを申請者に理解させる記載のある文書が存在し、それらを控訴人養親が確認したことを何ら否定するものではない。」と主張する。

(2) しかしながら、そもそも被控訴人自身が、20■■■年■■■月当時に英国市民登録の手続に用いられていた申請書類及び説明文書を証拠として提示しておらず、それらの書類に「当該手続が英国国籍を取得する手続であること及びそれによって原国籍を失うおそれがあること」が記載されていることを全く証明できていないのである。いわば被控訴人は、20■■■年■■■月当時の英国市民登録手続の書類の記載内容について何ら具体的な主張立証をしないまま、控訴人に対して、「当時の説明文書や申請書類に被控訴人が乙7や乙8において指摘する事項の記載がなかったとの立証がなされていない」と批判し、そのことを以て「20■■■年■■■月当時の英国市民登録の説明書類及び申請書に被控訴人が乙7や乙8において指摘する事項の記述があった」との自らの主張を根拠付けようとするものであり、荒唐無稽な主張と言うほかない。

(3) なお、第2段落(被控訴人準備書面(4)13頁)において、被控訴人は「被控訴人養母も本件登録手続において「説明文書や書類」が存在したことを自認するように、平成■■■年■■■月当時に英国市民登録に向けた手続において説明文書や書類は存在したのであるから、本件ガイドとは書式や構成が多少異なっており、版を重ねるような関係性まではないとしても、英国市民登録が英国国籍取得のための手続であることや英国国籍の取得により原国籍を喪失するおそれを申請者に理解させる記載のある文書が存在したことは何ら否定されるものではない。」とも主張する。

しかしながら、先に指摘したとおり、英国市民登録の手続が控訴人の両親が認識していたように既に英国国籍を有するものを英国政府に登録する手続であったとしてもその手続が申請書類によって行われることはごく自然なことであるから、控訴人の両親が当該手続の際に何らかの説明文書や申請書類に接したとしても、そのことが、それらの文書に英国国籍の取得や、さらに原国籍喪失の可能性についての説明が記載されていたことを裏付ける事実となるものではない。

6 同(2)エ(イ) (14頁以下) について

(1) 被控訴人は、国籍法11条1項による国籍喪失の効果は外国国籍の志望取得によって自動的に生じる効果であるとされるとか、国籍法11条1項の適用にあたり控訴人等の生活状態等を考慮することは全く予定されていない等と述べて、当時日本に生活の本拠を有していた控訴人の両親が控訴人の日本国籍を喪失させることを認識しながら英国国籍取得の手続を行ったと認定するのは著しく不自然であり不合理である、との控訴人の主張を批判する。

(2) しかしながら、控訴人は、「控訴人の両親は当該手続によって控訴人が日本国籍を喪失するおそれがあることを認識していた」(原判決20頁乃至21頁)との原判決の認定に対して、当時家族で日本に住んでいた控訴人の両親が、控訴人の日本国籍を喪失させるおそれがあることを認識しながら英国市民登録の手続を行った、と考えるのは一般人の常識的な感覚に反し、著しく不自然、不合理である、と批判したものであり(控訴理由書78頁乃至79頁)、むしろ当該手続が英国国籍の取得手続であることや、更にはそれによって日本国籍を喪失するおそれがあることを認識していなかったことを推認させる事実である、と主張するものである。

したがって、国籍法11条1項の法的効果の根拠やその適用にあたっての考慮事項を論じて控訴人の主張を批判する被控訴人の上記主張は、全くの的外れである。

(3) なお被控訴人は、控訴人が日本旅券を使用して日本を出国したことについて、「控訴人養親は、本件登録手続を行った際、少なくとも、それが控訴人の英国国籍に関する手続をしていると認識していたものというべきであるから、控訴人が挙げる上記の事情は、原判決の上記認定判断を何ら左右するものではない。」と

も主張する（15頁）。

しかしながら、控訴人の上記主張は、合理的な経験則ないしは通常人の常識的な感覚に照らして考えたとき、もし控訴人の両親が英国市民登録の手續によって控訴人が日本国籍を喪失するおそれがあると認識していたならば、その点の確認をせずに日本旅券の発給を申請し、当該旅券を使用して日本を出国することはしないであろうし、もし控訴人の両親が控訴人の日本国籍喪失を容認していたならば、やはり日本旅券の発給を申請しないであろう、という合理的な推認を指摘したものである。

したがってこの点の被控訴人の批判もやほりの外れといわざるを得ない。

7 結論

以上の通り、控訴人の両親が控訴人の英国市民登録の手續の際に乙7、乙8の書類を読んで当該手續によって控訴人が日本国籍を喪失することを認識した、とした原判決の判示が、客観的証拠によらない事実認定であり誤りであるとともに、被控訴人の上記各反論のいずれも根拠がないことは明らかである。

以 上